

島根県報

号外第三五号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

目 次

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

技能労務職員の給料の特例に関する規則

(〃) 二

公企規程

島根県企業職員の給料の特例に関する規程

二

教委規則

(教育庁総務課) 二

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

二

公布された条例等のあらまし

◇ 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (規則第三三三号)

一 規則の概要

昇給停止年齢を引き下げるのこととした。(第三条関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇ 技能労務職員の給料の特例に関する規則 (規則第三四四号)

一 規則の概要

減額対象は、全職員とすることとした。

3 減額率は、百分の三とするとした。

基準日現在の年齢	昇給停止年齢
五十九歳以上	六十歳
五十七歳から五十八歳まで	五十九歳
五十五歳から五十六歳まで	五十八歳

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第三三三号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年島根県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「六十歳」を「五十七歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(昇給停止に関する経過措置)

2 平成十五年四月一日(以下「基準日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日現在の年齢が次の表の上欄に定める年齢の区分に該当するものにあっては、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則第三条第四項の規定にかかわらず、同表の下欄に定める年齢に達する日の属する年度の末日までは従前の例により昇給させることができる。

二 施行期日
平成十五年四月一日から施行することとした。
とした。

とした。

島根県報

3 基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員のうち、任用の事情等を考慮して前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員の昇給については、別に定める。

技能労務職員の給料の特例に関する規則をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

島根県規則第三十四号

技能労務職員の給料の特例に関する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十一年島根県規則第五十五号。以下「技能労務職員規則」という。）第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける技能労務職員の給料月額は、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において、技能労務職員規則第二条第一項及び第三条の二の規定（以下「技能労務職員規則第二条等の規定」という。）にかかわらず、技能労務職員規則第一条等の規定により定められた額から当該額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額及び勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

島根県公営企業管理規程

島根県企業職員の給料の特例に関する規程をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県公営企業管理規程第三号

島根県企業職員の給料の特例に関する規程

島根県企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年島根県公営企業管理規程第六号。以下「企業職員規程」という。）の適用を受ける企業職員（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年島根県条例第五十九号。以下「企業職員条例」という。）第二十二条及び第二十三条に規定する企業職員を除く。以下「企業職員」という。）の給料月額は、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において、企業職員規程第二条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる企業職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務一時間当たりの給与額（企業職員条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、同一の規定により定められる額とする。

一 企業職員規程別表第三に掲げる管理職手当の支給割合が百分の二十五又は百分の二十とされている企業職員 百分の五
二 企業職員条例第四条に規定する管理又は監督の地位にある企業職員（前号に掲げる企業職員を除く。） 百分の四
三 前二号に掲げる企業職員以外の企業職員 百分の三

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

教育委員会規則

島根県教育委員会規則第六号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則（昭和三十一年島根県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間における労務職員に対する

第一条の規定の適用については、同条中「技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年島根県規則第五十五号）の規定」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年島根県規則第五十五号）の規定及び技能労務職員の給料の特例に関する規則（平成十五年島根県規則第三十四号）の規定」とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

平成15年3月28日

島根県報

号外第35号 (4)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行